

## 奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱

〔 昭和 63 年 3 月 31 日 〕  
〔 告 示 第 7 8 号 〕

### (目的)

第 1 条 健全で豊かな長寿社会の実現と地域福祉の向上を高齢者が自らの手で推進するため組織する奈良市万年青年クラブ連合会、地区万年青年クラブ連合会及び万年青年クラブ（以下「万年青年クラブ等」という。）に対し、予算の範囲内でその活動及び事業に要する経費の一部として補助金を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和 5 9 年奈良市規則第 2 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「万年青年クラブ」とは、おおむね 6 0 歳以上の会員で組織され、会員数が 2 5 人以上のものをいう。

### (補助対象)

第 3 条 この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、万年青年クラブ等結成届（別記様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に届け出た万年青年クラブ等で市長が必要と認めたものとする。

(1) 会則

(2) 結成理由書

### (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表左欄の補助金の交付の対象となる経費の区分及び同表中欄に掲げる万年青年クラブ等の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。ただし、年度の途中に発足した地区万年青年クラブ連合会及び万年青年クラブについては、補助対象として認めた月から月割で算出した額を補助金として交付する。この場合において、1 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### (旧要綱の廃止)

2 奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱（昭和 5 9 年 8 月 1 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

#### (経過措置)

3 この告示の施行の際、既に旧要綱の規定に基づき結成を届け出た万年青年クラブ等は、この告示の相当規定に基づき結成を届け出た万年青年クラブ等とみなす。

#### (月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

4 平成 1 7 年度から平成 2 1 年度までの間における月ヶ瀬地域及び都祁地域の万年青年クラブ等の活動に対する補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号の表に掲げる額とする。

(1)月ヶ瀬地域

万年青年クラブ等	補助年度	補助金の額
万年青年クラブ (1) 適正クラブ (2) 小規模クラブ	平成17年度から平成21年度まで	年額 46,560 円
		年額 23,280 円
地区万年青年クラブ連合会	平成17年度	年額 (72 円×会員数)+194,000 円 +714,320 円+350,000 円
	平成18年度	平成17年度補助金額×10分の8
	平成19年度	平成17年度補助金額×10分の6
	平成20年度	平成17年度補助金額×10分の4
	平成21年度	平成17年度補助金額×10分の2

(2) 都祁地域

万年青年クラブ等	補助年度	補助金の額
万年青年クラブ (1) 適正クラブ (2) 小規模クラブ (3) 規模調整に要する経費	平成17年度から平成21年度まで	年額 60,000 円
		年額 30,000 円
		年額 1,000 円×単位クラブ 基準超過人数
地区万年青年クラブ連合会	平成17年度	年額 250,000 円+ (85 円× 会員数) +300,000 円
	平成18年度	平成17年度補助金額×10分の8
	平成19年度	平成17年度補助金額×10分の6
	平成20年度	平成17年度補助金額×10分の4
	平成21年度	平成17年度補助金額×10分の2

附 則 (平成元年3月6日告示第52号)

- 1 この告示は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用語は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成3年3月18日告示第89号)

- 1 この告示中、第1条の規定は平成3年3月18日から、第2条の規定は平成3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の規定は、平成2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成4年3月31日告示第118号)

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日告示第158号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日告示第127号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日告示第137号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日告示第183号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月18日告示第333号）

この告示は、平成18年5月18日から施行し、この告示による改正後の奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の規定は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年3月31日告示第155号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日告示第174号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	万年青年クラブ等	補助金の額
1 地域福祉活動及び健康増進活動に要する経費	奈良市万年青年クラブ連合会	年額 194,000 円 + (72 円×会員数)
	地区万年青年クラブ連合会	年額 100 円×会員数
	万年青年クラブ	年額 50,000 円
2 前号以外の事業に要する経費	奈良市万年青年クラブ連合会	その都度市長が認める額